

# メキシコにおける先住民族のための開発政策の変遷

—INIからCDIへ\*—

北 條 ゆかり

## 1 はじめに

現在のメキシコ中央部から南部にかけての一帯は、メキシコ湾岸地帯に紀元前1200年前頃から開花したとされるオルメカを母胎とする数々の高度な文明のもと、稠密な人口<sup>1)</sup>を擁していた。そのため、スペインの支配下にあった3世紀間の植民地期にもヌエバ=エスパニヤ副王領として植民地統治の中心地をなすことになる。スペイン王室は植民地を「スペイン人社会」と「先住民社会」に二分して支配しようとしたが、現実には征服後まもなく混血化が始まり、奴隷として導入された黒人も交え、人種の違いによる複雑な社会的序列化が生じていった。しかも法律上規定された人種別身分と実際のそれとは異なり、先住民が最底辺に位置していた<sup>2)</sup>。

このような階層社会は独立後も維持されたが、メキシコ革命の動乱期が収束した1920年代の国家再建期に入り、先住民族<sup>3)</sup>を排斥する

のではなく、むしろ彼らを国民国家に統合することをメキシコは自らのアイデンティティとした。そうした国是は、インディヘニスモ（第Ⅲ節参照）が提唱されて以来、その政策的伝統によって体现されてゆくことになる。

にもかかわらず、先住民族の現状は決してそれが成功してきたとは言えないことを物語っている。のみならず、その政策的伝統も、一方でグローバリゼーションの深まりという荒波に曝され、他方で先住民たちのいっそうの主体性を保障する方向をいかに実現するかという現代的課題に促迫されながら、大きな転換点を闊しつづつある。本稿では、多文化の共生をいかに実現するかという問題関心への具体的接近の第一歩として、先住民族の主体的な運動や異議申し立ての高まりに着目し、メキシコにおける多文化共生に向けての政策的努力が、どのような展開を遂げ、また現代においてどのような課題に直面しながらいかなる方向に舵を切ろうと模索しているかについて考察してみたい。そうした考察に入る前に、次節において、メキシコの先住

\* INIはInstituto Nacional Indigenista 全国先住民庁、CDIはComisión Nacional para el Desarrollo de los Pueblos Indígenas 先住民族発展のための全国振興機構（国立先住民開発委員会とも訳されている）。

1) スペイン人到来直前の人口を試算する方法はさまざまあるが、当該地域については2400万が妥当な数字とみなされている。

2) メステイツはほとんどの場合、スペイン人を父、先住民を母とし、父親に引き取られた場合はスペイン人として教育を受け、母方で育てられた場合には先住民とみなされた。そこで、メステイツと呼ばれたのは、本来のメステイツの中でも孤児や庶子が多く、どこにも属さない根無し草的存在として不信と軽蔑の目で見られ、社会的にも法的にもさまざまな規制を受けた。（染田・篠原2005：196）

3) ラテンアメリカの先住民族の間には共通項としての特徴が認められるが、落合一泰がメキシコの人類学者G・ボンフィル=バタジャ（1935-91）やグアテマラ西北部での調査に長らく携わってきた小泉潤二を引用しつつも注意を促しているように、ラテンアメリカ、とくに現代メキシコ・グアテマラにおける「先住民」といったとき、それを生物学的、言語学的、文化的に定義することは今日不可能であり、かつ、先住民と非先住民との境界は一定せず、そこには浸透性がある。したがって「先住民」とは、植民地主義的状况において支配者との関係性において規定される、本質論的定義になじまない関係論的カテゴリーであると捉えるべきであろう（落合1997：165）。

民族が今日いかなる状況に置かれているかをまず確認しておこう。

## II 先住民族の現況

メキシコの先住民族は、1200万人を超え、総人口の13%を占めている（CDI 2004：9）。先住民族、すなわち「他からインディオと名指される者もしくは自らをインディオと規定する者」（1948年の第二回インディヘニスタ会議で採択された定義）が置かれている収奪と貧困の状況は、5世紀前の征服以来、基本的に変わってはいない。むしろ、北米自由貿易協定（NAFTA）が発効し、ネオリベラルな経済政策が続くこの十年余、先住民族にとって生活条件の悪化が顕著であり、その現象は後述のように昨今IMFや世界銀行によってさえ指摘されている。彼らが経済、教育、技術、インフラストラクチャーなど、さまざまな側面でもっとも支援を必要としている社会集団であることに疑いの余地はない。加えて、祖先から受け継いだ独自の伝統文化（言語、宗教、衣服、音楽、舞踊、芸術、伝説、規律、建築様式、倫理観など）を保持しようとしても、現実には同化の強要やメスティソ化のために文化とアイデンティティの危機に瀕しているということも看過できない。

2005年2月8日、IMFはワシントン本部において1980年代半ば以降のラテンアメリカ経済・財政政策の軌跡を分析した報告書「ラテンアメリカにおける安定化と改革」を発表した。自由化改革の中心目標だったインフレ抑制は実現されたが、貧困の減少にも収入の不平等配分の緩和にも至っておらず、同報告書は、「構造改革と貧困減少との間に繋がりがあるとの証拠はない。市場（の力）を過信したことが、貧困層の収入増につながる機会を創出するには不適切な失敗策であった」と認めている。これは、国際機関ならびにメキシコなどの域内諸国政府が過去20年間肯定してきたこととは相反する見解が打ち出されたことを意味する。実際、最近の10

年間で世界の貧困者数は1,400万人の増加をみて、2億1,400万人に達した。また、収入の不平等な分配が深刻な社会問題の筆頭を占めている。国際金融機関が強く推奨する改革を最も大幅に推進してきた地域であるラテンアメリカでは、過去5年間で一人当たりGDPが年平均0.1%減少し、世界で最悪の値をマークしている（世界最貧地域のサハラ以南アフリカ諸国でも同、0.7%増）。IMFはついに、貿易の自由化と貧困対策を同時に進めようとする財政政策の有効性に疑問を呈したわけである<sup>4)</sup>。

そうした状況の下で、ラテンアメリカ人口の8%にすぎない先住民族が、極貧層のうちでは25%を占めている（IMF）。かつ、OECDの基準（1平方キロメートル当り人口密度が150人以下で、人口10万人以上の都市部まで1時間以上かかる地域）に従えば、ラテンアメリカの農村人口は通常理解されている24%ではなく、42%である。他の経済活動に与える農村の影響力は考えられているより二倍大きいという実情に鑑みて、政府は農業部門への投資を増大させるべきなのである<sup>5)</sup>。

さらに、メキシコの農村部について言えば、2004年度に36%の雇用が失われたことが明らかとなっている。農・牧畜部門はGDPの5.1%にすぎないが、総人口の25%を占めており、世界銀行は農村人口の半数が極度の貧困状態にあると報告している。過去10年間、NAFTAの発効によりメキシコからの農産物輸出高は増加したが、それは北部で展開されているアグリビジネス部門の収益であり、農民の収入は増加してはいない。国立統計・地理・情報局（INEGI）とメキシコ中央銀行の調査によれば、過去3年間で農業労働者（主に日雇い農場労働者のほか、エヒード農民および小規模土地所有者）の平均賃金は同じ農村部でも他業種のそれに比較して

4) *La Jornada*, 9 de febrero de 2005.

5) “América Latina : más pobreza rural”, en BBC MUNDO.com, 14 de febrero de 2005.

30%低い一方で、10年間で農産物の輸出高は3倍化（55億ドルから152億ドルへ）した<sup>6)</sup>。

このように、先住民の発展を支援するためには、農村部への重点的な援助の注入がまず肝要であることがわかる。ついで、実態把握が困難ではあるが、農村部からの移出を余儀なくされて都市部の貧困層居住区に住む、あるいは北部のアグリビジネスでの雇用を求めて移住する人びとに対する援助も必要とされる。余剰生産を望まない本来の労働形態が、政府や入植者、大農園経営者、多国籍企業などによる利潤追求目的によって崩され、生活手段である森や土地を失い生活を維持するのが困難になっている。そのためにやむを得ず都市部に出（あるいは米国へと越境し）、家事労働、清掃員、工事作業などの雇用にありつくが人種差別と搾取の対象とされてしまう。メキシコ全土で70万人の児童が小学校にも通学せず、移住先で日雇い労働者となっている、との公教育省の報告もある<sup>7)</sup>。彼らは生活のために幼い頃から家事労働にも当たらねばならず、同化を強いられる学校には行ってみたいとしてもなじめないために、非識字であることが多い。慢性的貧困状態にある先住民の「福祉」と「能力」<sup>8)</sup>を中長期的に向上させる条件、またはそれを妨げる要因が、精緻な社会経済分析に基づいて提示され、政策立案につなげられなければならない。

### III インディヘニスモの起源と発展

上記のような先住民の現況を念頭に置きながら、つぎに、革命以来のメキシコ政府が採っ

てきた先住民政策を経年的に追ってみよう。

メキシコでは、1910年に始まった革命以降、高揚したナショナリズムの影響のもと、先住民と非先住民系の人びとの関係の再構築および先住民の生活条件の改善を目指す法的な措置、ないし規制が実行に移されるようになった。これをインディヘニスモといい、先住民の擁護と復権を追求する政府主導の理念・政策であったと把握される。

すなわち、動乱が鎮静化し、革命が新たな局面に入った1920年代、憲法（1917年制定の現行憲法）第3条に明記された「教育の世俗化と無償」に基づいて国民教育を実現するために、全国の学校教育を統括する公教育省が創設された。当時国立メキシコ大学の学長であったホセ・バスコンセロスが長官に迎えられ、先住民の国民国家への統合と農村教育に力が注がれた。バスコンセロスは、1923年に「巡回文化使節団」を創設し、識字教育を振興し、スペイン語を普及させ、基礎教育を受けることを義務づけた。使節団は教師、農学者、医師、助産婦、それに大工か石工もしくは機械に熟練した人物、それぞれ一名ずつで構成され、彼らは班を組んで担当地域で活動した。それは、先住民を近代化し、彼らを資本主義経済に役立つ有能な生産者に変貌させることをも目的としていた（ファーブル2002：105-106）。

また、バスコンセロスは公教育省の中に先住民文化局を設け、公共建築物に古代先住民文明に発する国の歴史を描く壁画運動を推進するとともに、「普遍の人種（ラサ・コスミカ）」という概念を提唱した。ヨーロッパ白人至上主義を否定し、<sup>メステイソ</sup>混血人種の優越性を主張することによって、先住民およびメステイソを多数擁するメキシコ国民の独自性とアイデンティティを明示しようとしたのである。しかも、単に新生メキシコのアイデンティティに活かすために歴史遺産としての先住民文化のみを再評価しようとしたわけではない。バスコンセロスにはインディヘニスモの推進を通じて国民の統合を図ると

6) *La Jornada*, 12 de febrero de 2005.

7) *Ibid.*, 4 de agosto de 2004.

8) セン（2000）の概念で、「福祉」とは「自分がこうなりたい、こうありたいと十分納得できる生き方への到達状態」、<sup>メステイソ</sup>「能力」とは「自然資本を持続可能な形で利用し、その生産物がもたらすサービスを一人ひとりの福祉の向上のために最大限に活用しうる個人や社会の自由と力」と理解される。

いう大きな目標があった。

インディヘニスマはまた、考古学と人類学の発展に並行して展開された。1917年に農業振興省に人類学局が設置され、初代局長となったマヌエル・ガミオは民族学的研究によって得た知識を活用して、テオティワカン盆地に住む人びとの生活条件の改善に努めた。その総合的な活動は、結果としてもたらされる発展が伝統を基盤にして実現されなければならないという考え方に基づいており、1930年代にモイセス・サエンスに引き継がれた。サエンスは、国家レベルですべての先住民地域に一貫して適用可能な共同体開発の方法論を明確にすることをめざし、インディヘニスタたちが行政当局の支援を得て活動に乗り出す方向へと導いた（ファーブル2002：112）。

世界恐慌と1930年代の経済危機によって、インディヘニスマは急速に発展し、その政策が本格化していく。すなわち、もはや外国から購入できなくなった製品を自国で製造する輸入代替工業化の過程が始まった。しかも、新しい経済発展のモデルは、比較的熟練を要する工業において生起する雇用増大に応えるための労働市場の拡大ばかりか、黎明期の国内産業の生産を吸収できるような国内市場の創出をも前提としていた。つまり、先住民は生産者になるだけではなく、支払い能力のある消費者に変容することが期待されたのである（ファーブル2002：109）。

カルデナス政権期（1934-1940）には、先住民民族事業局が設けられ、さらに1939年に国立人類学歴史学研究所INAHが設立され、先住民の生活環境と実態の調査研究が行われるようになった。また、1917年憲法に盛り込まれた農地改革の大規模な実施もインディヘニスマの背景となった。とはいえ、それと引き換えに、先住民は往々にして、土地確保への道をつけてくれた政党（Partido Revolucionario Mexicano：PRM=後の制度的革命党PRI）や、法律的に曖昧に定義された用語で土地所有を不確定なまま

にした体制に従属させられた。農地改革の恩恵に浴した人びとが実質的に入手したのは、エヒード内で受け取った一片の土地の用益権にすぎなかった。

そしてメキシコは、1940年には中西部ミチョアカン州のプレペチャ文化の中心地パツクアロで第一回米州諸国インディヘニスタ会議を主催し、米州先住民事務局をメキシコ市に誘致して、ラテンアメリカの先住民運動の先頭に立った（国本2002：311）。同会議では、土地の再配分、識字率の向上と教育の推進、生活環境の改善、女性の地位の向上、児童の保護、農業および家内工業の発展、食生活や居住環境および労働条件の改善などが提案され、以後のインディヘニスマ政策の指針となる三原則が宣言された。

第一の原則は、先住民問題は公的な関心事であり、緊急性を帯びているために、各国政府は優先的にこの問題を扱わなければならない義務を負っているということである。第二の原則では、先住民問題は人種問題ではなく、文化的、社会的かつ経済的な性質の問題であり、インディヘニスマの実践が目指すのは、先住民を非先住民系の人々とまさしく同等の地位に位置づけることだとされた。最後に第三の原則は、以上の目的を達成するために、先住民の諸権利が現行の法律体系の枠内で保護され擁護されること、彼らの経済発展が保証されること、そして彼らが近代的な技術や世界文明の恩恵に浴することが確約されなければならないということであった（ファーブル2002：113）。同会議においては、米州インディヘニスタ機構（III。53年、米州機構に吸収される）の設立も決議された。

#### IV INI主導の先住民開発政策（インディヘニスマ）からインディアニスマへ

上記のように、後進的な農村部に集中する先住民を国民国家に統合するための政治装置とされたインディヘニスマは、広く全国的に展開さ

れた識字運動、農村生活改善運動、公衆衛生普及運動のような、国家的事業のなかで具現化された。それらの活動のなかで中心的な役割を担ったのが全国先住民庁INIである。

1948年に創設されたINIは、財政面での自治と法人格を与えられ、インディヘニスモ政策を立案し実行するうえで基本的な役割を果たす研究組織となり、調査、勧告、計画の実行と情報収集を担当した。また、INIはすべての省庁と、先住民居住地域に設置された他の政府機関とを調整する権限も有していた。調整は各地の「統合センター」を通じて行われ、統合センターにはINIが管掌する重要な五つの分野の部局、すなわち教育、保健衛生、農業、通信、法律問題を担当する各部局が設置されるとともに、それぞれの部局に専門家の責任のもとで活動する技術班が配置された。さらに、初代長官アルフォンソ・カソ（任期1948-1970）をはじめ、INIの指導者はずねに人類学者であり、そのことは、インディヘニスモ政策が人的かつ社会的な要因に重要な関心を払っていたことを如実に示している。

INIが主導した共同体の開発は、伝統的な制度を利用し、それに新しい方向を示すと同時に、共同体に新しい役割をも与えた。すなわち、植民地時代に起源をもつ人民集会（カビルド・アビエルト）が、共同体の住民を召集し、彼らに共通して関係する決議を採択し、革新的な計画を討議する場となった。また、少なくとも制度上、開発を指導する機関の役割は、集會に計画を提示し、その反響に耳を傾け、計画の利点を説明することであり、計画の最終決定権は共同体が握ることになっていた。計画を決定した人びとが労働に従事することによって計画の実行に参加し、開発を指導する機関はもっぱら財政支援と技術援助を行うということが、共同体開発の基本原則とされたのである。

1970年代になると、先住民を国家の文化や政治にシステムの巻き込もうとするインディヘニスモに変化の兆しが現れた。まず、連邦政

府は先住民問題を地域環境全体のなかで捉えようとする新しい方針を打ち出し、先住民問題は環境保護問題と一体化した。1976年に環境開発センターが創設され、土地・森林・水・住民がセットとして保護の対象となった。その意味では依然としてパターンリズムに基づく政策であったと言わざるを得ない。しかし他方、先住民側にも自らの主体性を主張する動きが芽生えていた。むしろそれこそがINIの変容を余儀なくしていたのである。1975年に全国先住民会議が開催され、先住民の社会的・文化的アイデンティティの尊重を先住民自らが主張する運動が始まった。同会議において、メキシコ社会の特徴は多民族・多文化であることだと宣言され、それはやがて1991年に、国家としてのメキシコが目指すべき国家像を表明した憲法第4条の修正に盛り込まれた。インディヘニスモの実践が目指した社会統合と文化的同化を、「インディオ性」という、侵すことのできない権利の名のもとに、非難する声があがったわけである。この動きは、政府主導のインディヘニスモに対して「インディアニスモ」と称された。その背景には、グローバリゼーションの深まりと同時に世界的規模で生じた民族意識の覚醒と、50年代以降の開発主義路線が引き起こした暴力的破壊がついに先住民の住む農村部、共同体へも押し寄せ、生存自体が脅かされるようになったという外的条件があった。つまり、インディアニスモは、グローバルな競争の荒波に曝されて旧来の国家の発展モデルが現実性を失い、そうした発展モデルにのっかった干渉主義的かつ援助主義的な政府の施策が破綻をきたしたこと、いわば家父長的なポピュリスト国家の時代から競争のもとでの自助努力を強く求める新自由主義の時代へ移行したことに呼応していたのである。

その結果、1971年以来、政府は従来のインディヘニスモ政策を批判的に検討するようになり、以後は先住民を対象とする活動がINIによる調整に拠らず柔軟に行えるように、各省庁や他の連邦機関が独自の計画を推進するのを認

め、INIの統合センターがそれに従属することになった。INIは弱体化し、大規模な国家計画(COPLAMAR)に急速に統合され、主導権も奪われた(ファーブル2002:148)。メキシコはラテンアメリカで先駆けて、統合主義的な政策からエスニック集団による自治管理政策へと移行しようとしたというわけである。それは、財政および経済危機によって、にわかに社会危機が深刻化した1980年代初頭から顕著となった。

## V 先住民運動

こうして先住民族問題への取組み姿勢は質的転換を迫られ、INIはやがて2003年、CDIに代替されることになるのだが、CDIについて詳しく検討する前に、本節ではこの改革を促した先住民族運動が内包していた根源的な問題提起をこの運動の象徴的代表格としてのサパティスタ運動に即して考察しておこう。さらに次節では、それを先住民族と開発をめぐるディスコースに照らして再確認してみる。

1990年代半ば以降、先住民族の自律的で主体的な運動が層を厚くしてきた。それらは当然ながらローカルな必要性や要因に基づいて生じているのであるが、運動が展開される「場」はもはやローカルなレベルを超えており、全国レベルの会議を発足させたり、さまざまな国際先住民会議に代表を送り込んだりとネットワークを拡張している。国内外のNGOとの連携も効果を発揮している。メキシコにおけるそうした活発な先住民運動の嚆矢となったのがサパティスタ運動である。この運動がメキシコ国内のみならず世界的に可視化したのは、1994年1月1日(NAFTAが発効した日)、メキシコ南東部チアパス州の数箇所でおおよそ3000人のマヤ系先住民がサリナス政権(1988-94)の新自由主義政策に反対して武装蜂起を行ったことによる。サパティスタ民族解放軍(EZLN 1983年創設)を名乗る人びとであった<sup>9)</sup>。主たる要求は、(1)自由で民主的な選挙のもとでの正統な政府の樹立(不正選挙で当選した

サリナス大統領の罷免)、(2)近年の経済自由化政策の否定、に集約することができる<sup>10)</sup>。

経済のグローバル化に反対して、「もうひとつのグローバル化」<sup>11)</sup>をを求める国境を越えた社会運動は1990年代以降活性化していた。その出発点は1999年のシアトルでの世界貿易機関WTOに抗議する運動であると強調されてきた。たしかに、それを契機として、それまでのロビー活動中心の運動から明確に大衆的な抗議運動へと質的な転換が起こったわけだが、それは先進工業諸国についていえることなのである。最初にこのグローバリゼーションの問題を南の世界から大衆的反乱を通じて鮮明に明らかにしたのは、じつは、このサパティスタの運動であった。1492年を機として他者から「インディオ」と呼ばれる客体であったものが、今日では自ら「インディオ」と名乗ることを選んだ主体となりつつある。国のなかでその国民である権利と同時に、民族自決の権利をもった存在として公

9) メキシコ革命で農民勢力を代表した伝説的英雄エミリアノ・サパタ(1879-1919)が土地と水利権の返還を求めて闘った運動にちなんで、サパティスタすなわちサパタ主義者を名乗ったものである。サリナス政権は1992年、憲法27条を改正し、革命の所産であった「エヒード」と言われる共有地の払い下げ制度を廃止に追いやった。これにより農地の私的所有を奨励したばかりか、過去に払い下げられた共有地の譲渡と売却も自由化したために、農地の資本化を可能にし、外国資本を含めた法人の農地所有を認めた。このことも蜂起の要因である。武装蜂起は1週間のみで切り上げられた。

10) 「先住民語による教育権」を含む「先住民の民族権の確立」や「先住民文化に関する教育の国家的充実」も挙げられる。サパティスタの主張は『ラカンドン密林宣言』(最新のものは2005年6月の第六宣言)をはじめ、日刊紙『ラ・ホルナダ』やインターネット上で発表され続けているコミュニケーションによって知ることができる。

11) 2001年にブラジルのポルトアレグレで初めて開催された「世界社会フォーラム」のスローガンとなった表現。“another”を「もうひとつの」と訳すと、一見単数的世界を志向しているかのように解されるかもしれないが、これは「別のさまざまな世界は可能だ」という複数の考え方を主張する潮流であり、そこには「『今の世界とは異なった』別の世界」を志向しているのだという共通の認識がある。

認されることを切望している。先住民は、抑圧と虐殺の対象であり続けたからこそ、エスニシティの違いはおろか国境をも越えて同じ被抑圧者と手を携え、従来の社会構造に一大転換を迫りはじめたのである。

その契機となったのは、1992年、「コロンブス新大陸発見500周年記念祭」に対抗して、先住民とその支援団体が各地で展開した「人権抑圧500周年」と称する抗議運動（抵抗の五百年キャンペーン）であった。同年、ノーベル平和賞を受賞したグアテマラのキチエ、リゴベルタ・メンチュ（1959-）が「第1回先住民サミット」の開催を呼びかけた。その席上、氏は「先住民自決権の確立が保障されないかぎり、先住民の真の解放はあり得ない」ことを国際社会に訴えた。それを受けて国連は、1994年12月からの10年を「世界先住民国際10ヵ年」と宣言したのである。その趣旨は、先住民問題の核心は民族自決権の回復にあり、そこには土地権、資源権、非軍事権、外交権、教育権、言語権、文化権、基本的人権、条約締結権が含まれる、というものであった<sup>12)</sup>。

サパティスタ運動が「なぜ」起きたのか、そして「いかに」展開してきたかということに本稿では立ち入ることができないが、その際立つ特徴と意義についてのみ触れておきたい。その意思決定最高機関は「先住民革命地下委員会」であり、サパティスタは自分たち先住民の「伝統」も含めた現在のメキシコ社会全体のあり方を、すべての人びとの参加によって変革していくという壮大な理想を描いている。武力闘争や権力獲得を目標とはしておらず、したがって従来型の左翼武装ゲリラ運動ではない。問題の政治的解決を目指していること、メディアを有効に活用していること、提案をシヴィル・ソサエティ<sup>13)</sup>に投げかけ、そこから抜本的な変革

を現体制に突きつけていることが特徴であるといえよう<sup>14)</sup>。おそらく日本でもっとも真摯にこの運動に向き合い続けている論客のひとり太田昌国は、サパティスタ運動の意義を以下のように述べている（太田2006）。(1)伝統的な歴史観からすれば「歴史なき民」とみなされてきた人びとが歴史の創造的主体であると捉える、視点の変革を生んだ、(2)都市出身の伝統的な左翼と山岳部の先住民との関係は、相互主体的・相互浸透的なものである、(3)さまざまな課題を抱える諸運動団体が共同で作り上げる民主主義的空間の重要性を謳っており、それは先住民社会の規範から受け継いでいる、(4)サパティスタが文書や語り口において用いる言語は、きわめて独特で、政治・社会運動のスタイルを一新したほどの特異性をもつ、(5)サパティスタが連邦政府および州政府に向けた要求は、仕事・住居・医療・道路などの、一地域的な未整備状態を改善することばかりではなく、NAFTAの中止を求めるものでもあり、グローバルイゼーションが世界のいかなる地域に居住している者をも巻き込む現実的な力であることを世界中に示した、(6)止むに止まれず武装蜂起という手段に訴えたサパティスタは、同時に、他人を殺す兵士であることの虚しさを率直に語り、軍隊の廃絶を展望している。筆者はさらに2点、サパティスタ運動のもたらした意義を

13) 落合による定義にしたがって「市民組織とそのネットワーク化を基盤にした市民参加型の自律的デモクラシー社会」を指す（落合1997：163）。

14) EZLNは連邦政府との間に1996年2月、先住民の諸権利と文化に関するサンアンドレス合意を結んだが、合意内容が履行されていないことを理由に交渉を中断した（小林1998）。その後、2000年の大統領選挙において政権交替が実現し、EZLNは2001年2月から3月にかけてチアパスの地から首都への「尊厳のための行進」を挙行、フォックス大統領（2000-06）との対話を再開した。4月末に議会は先住民法を承認したものの、EZLNや他の先住民組織は、和平和解委員会（COCOPA）が1996年12月に作成した原案を骨抜きにしたものであるとして法案を拒否した。それ以来、交渉は再び滞ったままである。

12) すでに1989年、国際労働機関（ILO）は「第169号条約」を採択し、先住民の自決権や土地についての権利に特別な配慮を要請していた。

強調しておきたい。ひとつは、すでに1985年にメキシコ市を中心に甚大な被害をもたらした大地震を機に注目されてきたことであるが(Poniatowska 1988), EZLNを中心とする新しい先住民自治運動の衝撃とその後の粘り強い展開によって、メキシコに層の厚いシヴィル・ソサエティが育つ原動力のひとつとなったということである<sup>15)</sup>。そのもっとも新しい成果として、2006年7月の大統領選挙において多元的な新政党「社会民主代替」(Alternativa Social Demócrata)を党首として率いるパトリシア・メルカードが、有効投票数の2%以上を獲得したことにより、4名の下院議席取得を実現したことを挙げるができる(Casar 2006)。これはまさに多岐にわたるNGOと左翼政治勢力が結合し、長年を費やして多元的ネットワークを形成した賜物であり、サパティスタ運動—政党化する道ははじめからその選択肢にはなかったのだが—の間接的所産でもあるといえよう<sup>16)</sup>。もうひとつは、EZLNの3割を占める女性

兵士の存在と公的な場での発言の影響力にある<sup>17)</sup>。EZLNではまずスペイン語の読み書きを教えられ、女性も新聞を読み、仲間や共同体の支持者、または非サパティスタとも意見交換しながら自分の考えを表現する方法を取得する。サパティスタ女性が男性を含むすべての仲間の承認を経て可決させた「女性に関する革命法」は、セクシュアリティと「産む性」とを切り離し、離婚を容認させ、マチスモが支配的な社会で女性の社会的要求や政治参加が正当なものであると規定した点で、共同体内での新しい社会規範を提起した革命的意義をもっているといえよう。

サパティスタ女性の影響と働きかけを受けて、その他の先住民女性もまた、公的な場において声を上げはじめている。その動機は、従来のように自身が属する民族と共同体の文化的・政治的権利を要求するためばかりではなく、より正当な社会の構築は家族そして共同体の内側から着手されなければならないと主張することにある。そして、そのように考える先住民女性は「フェミニスト」であると自認するようになってきている、とメキシコの人類学者アイダ・エルナンデスはインタビュー調査をもとに断言する(Hernández 2003)。先住民女性は全国先住民運動と足並みを揃え、先住民族を国家プロジェクトに統合しようとするときに生じる経済的抑圧状況とレイシズムを告発してきたと同時に、共同体や組織の内部において女性を排除し抑圧する「伝統」の中の特定要素を根底から変革しようと積極的に闘って来ている。その要求内容や戦術の分析を通じて、これを新しいタイプの「先住民フェミニズム」の萌芽であると解釈するのがエルナンデスらの見解である。

サパティスタ運動がいかに先住民のジェンダー意識のうえに重要な役割を果たしたとはいえ、今日の先住民女性運動の強靱さのわけを理解するには、過去二十年間の先住民・農民運動における女性の取り組みがどう変化してきたかを考慮しなければなるまい。メキシコでは1970

15) 市民運動とサパティスタ運動との関係については、小倉1999を参照。

16) さらに付言しておくなら、サパティスタ運動は、国内の「辺境」の地におけるローカルな問題提起を、ナショナルな政治の場に反映させているばかりか、インターネットというメディアを介して、グローバルな問題提起へと節合している点にも意義を見出すことができよう。2005年12月の「第六ラカンドン密林宣言」で発表されたように、国内において、「先住民族のためだけでも、彼らとだけでもなく、搾取され剥奪されたメヒコのすべての人びとのために、彼らとともに、メヒコの全域において」闘いつづけると同時に、世界においては、「新自由主義に反対し、人類のために抵抗し闘っている諸個人や組織との相互尊重と支援の関係を緊密に」し、キューバ・ボリビア・エクアドルなどの人びとへの物質的支援を約束するなど、国境を越えた連携を重視し、かつそれに支えられもしているのである。http://homepage2.nifty.com/Zapatista-Kansai/EZLN050601.html

17) 1994年2月、州都において政府との第一回和平対話が始めた時、人びとはサパティスタ代表団の中に3人の女性が含まれていることに驚いた。彼女たちは特別な少数派ではなく、貧しい先住民農民の出身であり、サパティスタに参加することで初めて社会的な役割と発言権を得た女性の代表にすぎなかった。



年代から、同質的なメスティソ国家という官製の自画像に疑問を呈する重要な先住民運動が生じだした。土地の返還要求と並んで文化的・政治的要求が打ち出され、これが後に先住民民族自治権の闘いとなってゆく。さらに、コーヒーなど輸出向け換金作物の栽培が盛んになり、先住民女性も現金収入の手段を獲得しはじめたことは意識の変化をもたらしたにちがいない。また、先住民運動の展開に直接的な影響を与えたのは、カトリック教会のなかで解放の神学を信奉し実践する聖職者たちであった。解放の神学がとりたててジェンダーの視点を奨励していたわけではなかったが、集会において社会的不平等やメスティソ社会からの人種差別について分析を行ううちに、先住民女性が自身の共同体内部で日常的に体験しているジェンダーに根ざす不平等を問題視しはじめたとしても不思議はない。それと並行して、フェミニストNGOが農村部において先住民女性を対象に、その生産活動を組織化するプロジェクトを支援するとともに、ジェンダー意識を高めるためのワークショップを展開しだした。そのパイオニア的存在として、モレロス・プエブラ・ソノラ・チアパス各州で先住民・農民女性に対してジェンダーの視点を育てることに尽力したフェミニスト・グループ、Comaletzin A.C.を挙げることができる。同様のグループが次々と生まれ成果を上げていったのである。

こうして1997年、先住民運動の政治的審議事項のなかにジェンダー視点の要求を合体させようとする、各地におけるさまざまな試みを結びつける全国規模の運動が、メキシコではじめて実現した。「私たちの歴史を紡いで」と題する先住民女性全国集会において、全国から集まった700名を上回る参加者のあいだで、約20の異なる民族からなる「先住民女性全国調整機構」(Coordinadora Nacional de Mujeres Indígenas)が結成されたのである。その目的は、独自の文化的アイデンティティに基づきつつジェンダーの視点から先住民女性のリーダー

シップを強化すること、先住民女性間の対話のための全国網を確立すること、全国規模で先住民女性の能力養成と職業習得を行うこと、先住民民族のための生産活動・能力養成・社会サービスのプロジェクトを実施するための経済的資源を管理すること、ジェンダー視点を含め、先住民女性が有する人権の尊重に対する先住民および国民社会の感性を涵養すること、能力開発に関しては先住民の世界観に沿ってアイデンティティとジェンダーを考慮に入れる、適切な方法が取られるべきであること、と謳われている。ちなみにこれは、先住民民族全国会議(Congreso Nacional Indígena)結成の1年後のことであった。つまり、先住民女性の権利を主張する要求が先住民運動の大目的を分断し、敵に攻撃材料を与えるとの批判は当たらなかったことを示したといえる。

そして今や、「先住民フェミニズム」は大規模で国際会議を開催し、深まりをみせつつある。最近では2004年4月、ペルーのリマにおいて「第4回米州先住民女性大陸会議」が開催された<sup>18)</sup>。その締めくくりとして発表された宣言のなかで、アメリカ大陸の各地から参加した先住民女性性は、プエブラ＝パナマ計画(Plan Puebla-Panamá : PPP)<sup>19)</sup>、NAFTA、中米自由貿易協定(CAFTA)、米州自由貿易圏(FTAA)などの開発計画や自由貿易協定に対する厳然たる反対表明を行っている<sup>20)</sup>。

先住民の諸言語は、生態系について驚くほ

18) 第1回は1995年にエクアドルのキトで、第2回は1997年にメキシコ市で、第3回は2000年にパナマ市で開催された。なお、「米州先住民女性サミット」が2002年にメキシコのオアハカで、他大陸の先住民女性の参加も得て開催された。

19) メキシコ市の東に位置するプエブラ州から南がメキシコ最貧困地帯である。そこから中米を突き抜けパナマにまで至る広域圏の巨大開発プロジェクト。とくに高速道路の建設が計画されている一帯に居住する先住民は、雇用機会創出を期待するよりも生活環境破壊を危惧し強い反対運動を展開している。

ど豊富な語彙を有している。だが、征服者とその末裔たちは、さまざまな土の色、風の声、植物の顔を決して「発見」することができなかった。サパティスタの蜂起以来13年近くが過ぎたが、政府は先住民代表との対話を深めることはおろか、継続することすらできなかった。2006年4月、第4回先住民全国議会は5月の開会を前につぎのような呼びかけを行っている。「われわれメキシコの先住民は、サン・アンドレス合意に基づいてわれわれの権利を憲法で認知することを求める長い闘いを2001年まで展開してきた。しかし、その認知はメキシコ国家の全権力によって裏切られてきた。(中略)2001年4月28日の先住民問題に関する憲法改正、ならびに食料や文化の基盤であるわれわれの大地、領域の破壊や私有化を促進する一連の法律や政策の実施などが明白に物語っている愚弄や裏切りを契機に、われわれ諸民族は、先住民の権利の法的認知をもはや要請せず、諸権利や事実としての自治を実践することを決定した。(以下省略)」<sup>21)</sup> サパティスタ運動をはじめ、いかなるラテンアメリカの先住民運動も、国家の解体を目的としているわけではなく、逆に国家を前提として国民の枠組みや民主主義の中身を問いかけ、一定の修正を求めているのである(新木2004:274)。対話の緊要性が再確認され、実践されねばならない。

## VI 先住民と開発をめぐるディスコース

中米研究の第一人者であり開発経済学にも精通している狐崎知己は、ラテンアメリカでは、先住民と開発に関して二つの極端なディスコ

ースが展開されてきたと指摘する(狐崎2005:47)。ひとつはメスティソ国家の同化主義的な国家開発主義ディスコースであり、単線的な近代化論に基づいて先住民の存在自体を開発の障害とみなすタイプの議論である。これに対するは、先住民の生計をサブシスタンスと想定した上で、持続可能な資源管理論や戦略の本質主義の立場からこれを擁護し、「自立的」な先住民経済なるものの確立・普及を主張する立場である。狐崎は前者をつぎのように批判する。世界銀行や米州開発銀行などの国際金融機関がラテンアメリカ各国で促進する「貧困削減戦略」において、「エスニシティ」は開発プログラム策定の際に「環境」および「ジェンダー」とともに「横断的テーマ」に一括りにされてしまい、エスニシティを考慮に入れない巨額の開発プロジェクトが進行中である一方、先住民の権利が法制度的に確立されなければ成功がおぼつかない無数のミニ・プロジェクトが各地で試みられている、と。対して、後者に関しても、「伝統文化に根ざした」、「環境と調和した暮らしを持続する大切さ」、「コミュニティどうしの協力」を訴え、ネオリベリズム市場経済とは異なる経済基盤を目指すこと自体は望ましいが、社会経済分析に基づく具体的な政策提言を伴わないならば空文句にすぎないと指摘する。「先住民経済」の概念自体は多民族多文化国家の形成に欠かせないものの、社会的構築物であるはずの先住民共同体をあたかも存続可能な実体であるかのように理想化するような主張は有益ではなく、実際、都市人口が半数を超えているラテンアメリカでは農村部においてもサブシスタンス農業に依存する先住民は例外的なものであり、限られた選択肢のなかから一人でいくつもの仕事をこなし、家族内での分業を通して、農業外所得を確保するための生存戦略を工夫しているというわけである。

筆者は、もはやメキシコから中米にかけての開発政策の発想は、未開発の改善としての開発・伝統社会から近代社会への進化という立場

20) <http://enlace.nativeweb.org/4encdecl.htm> 世界各地の先住民運動体による自由貿易体制を批判する、女性の視点に拠らない論点であれば、すでに「先住民シアトル宣言」(1999年)や「先住民カンクン宣言」(2003年)に集約されている。

21) <http://homepage2.nifty.com/Zapatista-Kansai/EALN060403.htm>

にある近代化論のみに依拠するものでは、多民族・多文化主義ならびに政府の地方分権化・民営化のなかで通用しなくなってきたと考える。1980年代に多くの国で累積債務問題が深刻化した。これに対し構造調整政策 (SAP) が処方され、政府支出削減による財政の健全化と規制緩和による市場機能の活性化を目的とする諸策が講じられ、かつ1990年代に入ると「良い統治」という概念を用いて貧困緩和の成果を上げるために途上国政府が小さいだけではなく、政策の趣旨や成果を明確にし、公平な統治を行うよう要請された。しかしながら、すでに見たとおり、今日の先住民の貧困状況を改善するためには、開発政策はべつのアプローチによって補完される必要がある。近代化論が開発政策の主流を占めるということは、自由と民主主義を基盤に経済発展を進めることを理想としているということではあろう。しかし近代化論の視野ではとらえきれない問題があり、人間が目指すべき世界の理想像はそれだけに限定されると考えるべきではない。世界のすべての人びとが「開発は当然」と考えているわけではないからである。異なるアプローチや理想、すなわち①1960年代にラテンアメリカ諸国の研究者を中心に展開された低開発の克服としての従属論、②乱開発の抑制という立場の「持続可能な開発」論、③主体的に開発に関与できないために個人のアイデンティティが脅かされることを被開発として問題視する「開発とアイデンティティ」論との接点で生じる課題をもとに、新たな開発政策を生み出していくことが重要であろう<sup>22)</sup>。①は冷戦が終結した現在でも、新自由主義に依拠した政策を批判する際の論拠となっ

ており、市場競争における弱者が開発過程から排除されないよう国家は責任をもつべきであるという立場である。②は資源の有限性を顧みず限度を定めない開発を乱開発ととらえ、いかにこれを認識し抑制するかという関心に立つ。「将来の世代が自らの必要を充足する能力を損なうことなく、現在の必要を満たすような開発」と定義され (環境と開発に関する世界委員会報告書1987)、将来に余地を残すために無制限の開発は慎むべきであるという現世代への警告であると同時に、それを達成するために世代内平等の実現を必要条件とみなすものである。③は女性や先住民などの社会的弱者の地位向上を求める社会運動が盛んになり、国際的連帯が生まれてきたことと、さらには近代に育まれてきた社会秩序や学問的権威を批判的に問い直すポストモダニズムの知的潮流が開発研究にも浸透しはじめたことによって関心を集めるようになってきた考え方である。特に筆者は一元的な施策では解決のつかない微妙な問題を多く含む、開発におけるジェンダーの問題に関して、このアプローチからの政策に立ち入ってみることにしたい。鈴木 (2001: 28-30) にしたがえば、初期の「開発と女性 (Women in Development: WID)」政策は男性中心の開発活動を批判し、女性を開発にとりこむことを目標としていた。例えば協同組合への参加資格を男性だけでなく女性世帯主にも拡大する、女性専用の貧困緩和プログラムを実施する、などである。これらの施策により女性の地位が向上するという見解がある一方、家事労働に新たな負担が加わりかえって女性の困窮が進むという意見もある。重要なのは、女性は男性との関係性を保ちながら存在するという点であり、女性に限定した施策を行ってもその効果を正確に予想することはできない。このため現在は「ジェンダーと開発 (Gender and Development: GAD)」政策が主流となり、男女間の役割分担や力関係を世帯、集落、社会など異なるレベルで検討し、適切な開発の進め方を文化的差異をも考慮しながら検

22) このような開発政策への展望は、開発人類学の分野で活躍の著しい鈴木 (2001) に負っている。鈴木は、近代化論が他のアプローチの問題意識に呼応してその視野を拡大させた例として、貧困対策、地球環境対策、参加型開発について検討しているほか、近代化論を除くアプローチの接点で生じる開発政策の課題として政治生態学、新社会運動、土着知識を取り上げている。

討する必要性が叫ばれている。被開発に至らない開発とは、人びとが自律的に開発に関与し、開発の効果を自らコントロールできることを意味している。「受益者」という概念は開発の主体としての「創益者」に置換する、といった発想の転換も大切となろう。

## Ⅶ 新機構CDIの取り組み

前2節において、INIの変革を余儀なくさせた先住民族運動が内包していた根源的な問題提起、さらにその問題提起の意味を、先住民と開発をめぐるディスコースに照らして再確認した。本節では、それらを踏まえてINIのCDIへの代替がこれまでのところそうした問題提起にどれほど応えたものになっているのかを評価するために、CDIについて現地調査に基づく検討を試みたい。

### Ⅶ-1 フォックス大統領及びソチル・ガルベス室長の見解

CDIは、INIの創設後54年が経過し、既述のようにその政策と機関としてのあり方が現代の要請にそぐわなくなったことから、先住民族の要望に応える代替機関として2003年7月に発足した。INIと同様の権限を有しており、その主たる活動目的は、先住民族と共同体の全面的かつ持続的な発展のためのプログラム、プロジェクト、戦略、公的活動を指導・調整・促進・支援・助成・追跡・評価することとされた。本節では、こうしたCDIについて、INIからCDIへの移行のバックボーンをなした指導者たちの見解、すなわちピセンテ・フォックス大統領および同大統領が就任にあたり設置した「先住民族発展のための大統領官房室（Oficina para el Desarrollo de los Pueblos Indígenas）」のソチル・ガルベス室長（当時）の見解をまず確認する。ついで、CDI関係者、およびさまざまな立場にあって先住民族に直接関わる職責者に対して行ったインタビュー調査に基づき、CDI首脳

部のビジョンやCDIの活動状況、さらに外部の先住民問題専門家のそれらに対する見解を考察してみよう。

#### (1) 大統領見解

うえに触れたように、フォックス大統領は就任にあたり「先住民族発展のための大統領官房室」を設置するとともに、「先住民族に関する国家プログラム（2001-2006）（Programa Nacional de los Pueblos Indígenas）」を発表した。その冒頭メッセージは、「尊重・対話・差異の承認に基づき、先住民を包含する政治を樹立する」ことを公約するとともに、メキシコが複数文化・複数民族国家であることを認識し、「国家・先住民族・国民社会の間に文化的多様性の認識・文化間対話・差異の尊重と承認に基づく新しい関係を築くことが政府の優先課題である」と強調している。「それが人びとの自由と尊厳を深く傷つけてきた不平等と差別を根絶する唯一の策である」と位置づけ、「先住民族の十全の発展を実現することのみ、文化的多元国家の民主主義を強化することができよう」とも述べている。のみならず、古来先住民族が被っている貧困・差別・不平等の状況に言及し、かつ、「国家発展計画2001-2006（Plan Nacional de Desarrollo）」において国民一人ひとりの公正と機会均等を達成すると公約が表明されていることを確認し、現政権では「これまでの先住民政策・戦略・プログラムを立て直し、集中的に尽力する」ことを確言している。

さらに、「政府は先住民族を、問題解決のための意思決定・政治社会組織の伝統的形態・司法機関における文化的多様性の公平かつ尊重の精神に基づく待遇が速やかに実現されるための対話者・共同責任者とみなす」と宣言すると同時に、政府の施策の有効性を最大限に保証するような先住民族をケアするための公共政策を打ち立て、政府横断的対応を執り行う必要性をも再確認している。最後に、国民に対して、貧困と差別を根絶し、文化と民族の多様性を承認し、

とくに先住民の声を聴き、その知性と創造性を社会全体に取り込むための努力に、政府と一丸となって取り組むよう呼びかけている<sup>23)</sup>。

(2) ソチル・ガルベス室長（現・CDI長官）の  
見解<sup>24)</sup>（要旨）

歴史的に先住民が被ってきた後進性といわれのない不公平を解決するのに克服しなければならない大きな挑戦にとり、社会全体の協力、立法・司法・行政の三つの統治権の積極的関わり、連邦政府・州政府・郡（村）政府の三レベルの関与が強く要請される。最大の成果を引き出すための原則は、文化間対話・先住民の多様性とアイデンティティおよび自由な自己規定の尊重・包含・公平性である。

「先住民の発展のための国家プログラム」には、先住民との新たな関係を構築するための連邦政府の公約が盛り込まれている。すなわち、先住民の参加と彼らとの対話の機会を開くのみならず、彼らとともにその多様で複雑な状況に呼応する政策を構想するという意味での「新しい」関係の構築である。

先住民はメキシコの文化的豊かさと多様性を具現していると同時に、逆に最たる厳しい貧困状況がその身の上に集中している。このことを認識するがゆえに、先住民の協働が不可欠であると考えている。しかし、それを可能にするには、互いに敬意を抱きつつ、文化間・民族間の対話と、未来に向けての見解や構想の意見交換を出発点とすることによってしかないということをも認識している。

23) Vicente Fox Quesada, Mensaje del presidente de la República, en <http://indigenas.presidencia.gob.mx>

24) Xóchitl Gálvez Ruiz, Mensaje de la titular de la oficina de representación para el desarrollo de los pueblos indígenas, en *ibid.*

VII—2 CDIをめぐる同機関関係者および  
先住民問題専門家の見解

先に触れたように、CDI関係者、およびさまざまな立場にあつて先住民に直接関わる職責者に対して、2004年2—3月；7—8月および2005年9月に行ったインタビュー調査に基づき、CDI首脳部のヴィジョンやCDIの活動状況、さらに外部の先住民問題専門家のそれらに対する見解を以下に紹介する。その際、IV節で見たINIからCDIへの先住民政策担当機関の再編成を促した二つの契機に関わらせて、すなわち(1)先住民の自主性を実質的にどこまで尊重できているかに関わるCDIとINIとの政策や活動実態の差異、(2)グローバルな経済関係への組み込みを促進するネオリベラルな経済政策に対するCDIのスタンスの二点に主として注目しながら、インタビューを整理することとした。とともに、後述するとおり先住民の意見を聴取するために設けられた諮問会議の先住民代表の大半が女性であるというように、現代の先住民政策の考察にはジェンダー視点が不可欠となっていることに鑑み、この政策におけるジェンダー問題に対する取り組みに関わるインタビューの概要をも摘記しておこう。

なお、インタビューを行った人物は以下の通りである。

- ①Xóchitl Gálvez Ruiz（ソチル・ガルベス＝ルイス、CDI長官）
- ②María Antonieta Gallart Nocetti（マリア＝アントニエタ・ガジャルト＝ノセッティ、企画・諮問部門代表）
- ③Arnulfo Embriz Osorio（アルヌルフオ・エンブリス＝オソリオ、先住民発展・文化研究部長、INI最後の長官（任期2003年））
- ④Paloma Bonfil Sánchez（パロマ・ボンフィル＝サンチェス、先住民能力開発部長）
- ⑤Elvia Rosa Martínez（エルビア＝ロサ・マルティネス、先住民能力開発部研究員・先住民女性研修および国際会議担当）
- ⑥Mario Rodríguez（マリオ・ロドリゲス、

CDIケレタロ州支部長)

- ⑦Teodoro Reséndiz (テオドロ・レセンディス, CDI全国諮問会議メンバー・オトミー)
- ⑧Diego Prieto Hernández (ディエゴ・プリエト=エルナンデス, INAHケレタロ州支部長)
- ⑨Marco Antonio Rodríguez (マルコ=アントニオ・ロドリゲス, 社会開発省契約研究員, ミチョアカン州)

(1) CDIとINIの政策及び活動実態の差異について  
まず、ガジャルト=ノセッティCDI企画・諮問部門代表に対するインタビュー調査から紹介すると、同代表がINIとCDIとの差異として指摘したのは次の点であった。すなわち、政府の公共政策のコーディネーター機関としての権限を付与されてINIは出発したが、先住民向け施策の責任が集中し、予算も不足した。その結果、構造改革が求められることとなった。そのため、CDIは政策決定により重心を置くようになっている。こうして、CDIの中核部は5部門からなり、本質的な役割を果たす3部門と企画調査・法務の2部門に分かれている(章末の組織図を参照)。さらに、予算的には、INI末期の年間予算が8億ペソであったのに対してCDIの現行年間予算は32億ペソと大幅な増額をみている<sup>25)</sup>。

また、ガジャルト=ノセッティ代表はINI時代への反省に立っての改善点として次の点をも挙げた。INI時代には政策の継続性の欠如があった。そこでCDIでは、長期的展望にたった政策立案が必要と考え、まず全国の12重点地域における資源の潜在可能性調査(Diagnósticos de la Potencialidad de Recursos)を行っている。そのうちとくに特別重点地域と位置づけられているのは、①ミヘミxe、②ウイ Chol-cora-tepehuana (HUICOT),

③ゲレロ州山間部の3地域である。但し、INI時代と同様CDIも24の支部(Delegación)を置いているが、現在では移民を余儀なくされてインディオ人口が全国に広がっていることも認識しているとのことであった。

さらに、CDIは「政府横断的」行動をモットーとし、13の省・部局と積極的に連携を行っていることにも論及された。INIは、既述のように、たしかに政府の公共政策のコーディネーター機関であり、すべての省庁と先住民地域に設置された他の政府機関を調整する権限を有してはいたが、各政策の調整自体はなによりINI内部の部局の間で行われていたという閉鎖性への反省に立ってのことである。こうしてCDIは、たとえば公教育省と共同で2年前から異文化間バイリンガル教育(Educación Intercultural Bilingüe)を各地において実施している。また、通信・運輸省とは各地方の言語でのラジオ放送開局に着手しているといった具合である。

ついで、先住民の主体性の尊重という、本稿がとくに関心を寄せる論点に目を移そう。この点に関連して、ガジャルト=ノセッティ代表とのインタビューにおいてまず注目されるのは次のことであった。すなわち、CDIの新施策として、2003年10月より意見聴取体制が敷かれているということである。諮問協議会Consejo Consultivoと称され、2004年6月29日から7月1日にかけて第一回会議が開催された<sup>26)</sup>。

この諮問協議会の構成員は180名から成り、その内訳は、①先住民代表123名(民族ごとの代表者数は世帯数に比例する)、②国立研究機関の学識経験者6名、③先住民と協働する社会的組織の代表者12名、④上・下両院議会先住民問題委員会役員7名、⑤連邦政府機関の代表者32名である。先住民代表が約三分の二を占めているわけである。加えて、議長のカルメン・アルバレス=ファレス(グアナファトのチ

25) 「差別根絶フォーラム」(Foro Nacional de No Discriminación 2004年3月6日メキシコ市で開催)におけるXóchitl Gálvez Ruizの発言。詳細は<http://www.cdi.gob.mx>において「予算」(Presupuesto)項目を参照のこと。

26) 第二回会議もすでに同年9月27日に開催されている。*Reforma*, 6 de julio de 2004.

チメカ)をはじめ、先住民代表の大半が女性であったことにも留意しておきたい。

第一回会議では、12のワーキング・グループが以下のいずれかのテーマを分析し、提案を行った。すなわち、持続可能な経済発展、通信・交通網、環境と資源、健康と伝統医療、権利の効力と自治、先住民の参加と代表権、土地と領土、異文化間教育、文化的発展と言語、公平とジェンダー、移民の12のテーマである。そして、会議後、次の3点が宣言された。

- ①サン・アンドレス合意（V節を参照）が再検討され、憲法改正が遂行されることを必須事項として希求する。
- ②上・下両院議会の先住民問題委員会委員に対し、CDI法の定めによりメンバーとなっている本諮問協議会を尊重し、会議に出席するよう求める。そうしてはじめて、議員は立法の職務を果たすための必要条件を満たすことになる。
- ③あらゆるメディアに対して、本諮問協議会の審議内容・結果および先住民の課題を、われわれ先住民の文化的多様性への然るべき尊重を示しつつ、社会に報道するよう要請する。

先住民代表にとって最重要点は「先住民地域の行政的・政治的自治」であり、希求されている自治は共同体レベルでなく地域全体のものであり、そのために憲法第4条の改正によって、独自の構造を有する複数の民族集団で構成される地域の存在が国家の枠組みの中で認知されることを求めているわけである。その根本的要望に対するコメントは、ガジャルト＝ノセッティ代表の口からはいっさい聞くことができなかつた。

また、同氏は、農村開発投資プログラム（Programas de Inversión para el Desarrollo Rural : PIDER）がハリスコ州高地部などで局地的に既に起動しつつあることにも言及していた。その際、氏は、先住民文化間の対話において操縦役となる人材の育成が必要であるとの認

識を示した。とともに、過去二、三十年の先住民に見られる変化として、政治的要求を掲げる運動・逆レイシズム・先住民優越意識の高まりを指摘し、先住民対非先住民、あるいは先住民内部の対立を含む多文化状況の問題を克服し、各要素が有機的に連結した社会を生み出すためには、先民族的なるものを可視化し、非先住民への働きかけを先行させることが重要であると論じていたことも印象深い。

一部の地方で活発な活動が展開されつつある様子は、マリオ・ロドリゲスCDIケタロ州支部長に対するインタビューからも窺い知ることができる。すなわち、同支部長は、ケタロ州は先住民人口（オトミー74,000人、6郡142カ村）が少ないだけに、活動の効果が逸早く目に見える、と同州の特質を指摘した。そして、一方で、「経済力なくして自治成り立たずSin economía no hay autonomía.」をモットーに、州基金Fondo Regionalを順調に増やしていること、他方で、課題の優先順序を①権利の擁護、②社会インフラ整備、③経済活動（収入源の確保）、④文化保存・就学率向上、⑤健康・栄養と明確に設定して効率的な事業展開を図っていることを説明してくれた。

さらに、筆者は、CDIがケタロ大学の人類学・社会学者と共催する「公共政策と先住民」と題するセミナーに参加し、「ケタロ州先住民協議会コーディネーター Coordinador del Consejo Estatal de los Pueblos Indígenas」（1995年より現在に至るまでこの役職を務める人物で、オトミー先住民）から話を聞くこともできた。かつ、その際の聞き取りやテオドロ・レセンデイスCDI全国諮問会議メンバーに対するインタビューにおいては、ケタロ州での先住民の主体的活動に関して次のような興味深い事例の紹介を受けた。すなわち、湖で獲れる魚料理を売りにした食堂経営を成功させたエコツーリズムや、薬草の知識によって全国的に注目される伝統医療の専門家による公開講座開催、散在する村落からの通学が困難を極めるた

め寄宿舎を配備した学校建設などの事例である。こうした事例からは、先住民自身の発意が積極的に活かされている様子を知ることができよう。

こうして、CDIは先住民族の主体性を尊重することにたしかに意を用いているし、またその点で一定の成果をおさめているかに見える。しかしながら、そのようにのみ評価するのはいささか早計ではないかという見解もインタビューのうちには見出された。たとえば、ディエゴ・プリエトINAHケタロ州支部長は次のように述べていた。

たしかに、CDIは理念上、先住民族が自らの発展と自治の展開を追求するための発意と努力を支援する方向性をもった政策を有機的に連結させることを目的として創設された国家機構である。かつ、先住民族を国家の発展に統合するという観点から彼らのケアを担う政策として展開されたインディヘニスモはもはや意味をなさないとの理解のもとで設置された、ポストインディヘニスタ政府機構として位置づけられてもいる。つまり、CDIは、今や先住民族自身が自らの発展の主役であるとの見解に立ち、先住民族が問題解決のために選ぶ決定事項を後援するために、政府諸部局の協力を調整する道具にすぎないという理念に拠っている。ところが、実際には、基本的にはパターンリスティックでテクノクラート主導型のINIと変わらない、と一般には受け止められている。先住民族・共同体の意思決定能力と主導権は限られており、大半の先住民組織のCDIとの関係は依然として要求の申し入れが特徴的である。したがって、INIのCDIとしての再編成は、実態的には名称変更にすぎず、そのうえINIのほうが物質的援助に期待できたという点で国民全般には好まれる傾向もあるのではないかと、というのが先住民共同体の現場を熟知する同氏の危惧であった。

さらに、プリエト支部長によれば、CDIはINIの遺構を引き継ぐ政府機関であるため、その構造は全面的に中央集権的であり、地方の各

支部が有効に機能しうるかどうかは支部長の資質と州知事との関係次第となっている。のみならず、同支部長は次のようにも付け加えた。フォックス政権発足当初から政府の指針として先住民族のテーマが優先課題に位置づけられていたこと、及びソチル・ガルベス長官が高い交渉能力を持ち、大統領に近い存在であることから、CDIはたしかに資金面で比較的恵まれてはいる。しかし、連邦政府の判断基準で割り当てられる本質のものであるため、予算規模は関連部局（とくに社会開発省、衛生省、通信・交通省、公教育省など）との交渉・調整次第であるとのことであった。

また、INI最後の長官であり、現在はCDI先住民族発展・文化研究部長のポストにあるアルヌルフォ・エンブリス氏も、現地調査と歴史研究に長年携わってきて過酷な現実を熟知するがゆえに、先住民自治運動に対して懐疑的であった。「自治達成によって何を実現したいのか明確ではない。先住民族自身の現実認識が不足していると言えはしないか。Muchos discursos y poco reconocimiento de realidad」、あるいは「先住民族に単一にして共通の要求などない」という発言もあった。そして同部長は、運動の長期変容をこそ注視したいと述べた。

最後に、地域住民の主体的取り組みを支援・促進するという意義を持ちうる活動という点から、NGO活動との関連に触れておくと、ここでも積極的、消極的の二様に評価されうる側面を垣間見ることができた。まず、社会開発省契約研究員として現在はミチョアカン州の先住民共同体支援を任務とするマルコ=アントニオ・ロドリゲス氏に対するインタビューからは次のような積極的状況を知りえた。

2003年、ミチョアカン州では、従来米国への移民が多いことで知られるオアハカ、サカテカス、ハリスコ、サンルイスポトシの各州を抜いて、移民からの送金額が13億5千ペソに達した。これは、CDIの年間予算の4割強にも相当する額である。こうした送金は、もちろん、主とし



て家族に対する仕送りである。だが、その一部は、出身市町村・州において社会開発のための基金として活用されてもいる。かつ、その資金収集から活用方法・用途の提起と実施までを担当するNGOあるいは自治体の部局が存在する。しかも、その際には、旧来のようにインフラストラクチャーに投資する以外の道が模索されているそうである。

他方で、プリエトINAHケレタロ州支部長は、この点でも一定の評価は与えつつ、いささか懐疑的な視線を投げかけてもいた。すなわち、まだINIが健在だった1990年代初頭から、NGOを介してINIの資金とプログラムが活用・運営されるようになった。例えば、人権分野が然りであり、プロジェクトを提示するNGOに資金の大半が割り当てられる。NGOとの協働のなかには、回収可能かつ価値ある経験の蓄積があると評価できるものもあるが、同時に、失職したあるいは無能な口先だけの役人・官僚を養っているにすぎない実体のない組織の例もあるという問題がある。

## (2) ネオリベラルな経済政策に対するスタンス

この論点についての端的なコメントが得られたのは、プリエトINAHケレタロ州支部長に対するインタビューにおいてであった。CDIは両義的にして両面性をもった役割を演じている。一方では、先住民族の自治を提唱し、またネオリベラルな経済政策は先住民族・共同体を正規雇用・先進技術・競争力から排除することに加担する傾向があるとして、そうした経済政策に対して批判的な態度をとる。しかし他方では、ネオリベラルな経済政策を絶対的なもの、あがなう余地のないものとみなし、本質的には代償を求めることで折り合いをつけるという一時しのぎの方向に行動が向かっている。すなわち、社会福祉的かつ家父長的枠組みの中で、先住民族は政府の対応に左右される「傷つきやすい集団」として特徴づけられるべきであるとの考え方を踏襲しているということである。

同支部長は、ネオリベラルな経済政策を鋭く批判する急進的な先住民運動組織に対するCDIのスタンスが中途半端であることを次のように指摘してもいたが、そこにもネオリベラルな経済政策自身に対するCDIのスタンスの両義性の投影を見ていると解してよいであろう。すなわち、CDIは、EZLNや、官製インディヘニスタ政策へのその他の反政府派に対しては、距離を置いて尊重する態度をとっているようである。その際、政府の政策の是非は問わず、政府と先住民運動の急進的組織との間である程度の仲裁を行おうとはしているとみられる。

実際、ガジャルト＝ノセッティ企画・諮問部門代表による次のような発言は、上記のようなプリエト支部長の見解を裏付けるところがあるかもしれない。まず、同代表は、プエブラ・パナマ計画について次のようにコメントした。同計画は、8カ国間で先住民族の参加を重視し、意見聴取に従って進めるべきなのであるが、先住民の捉える発展の概念と、具体的な開発の必要性(手工芸品を市場へ運搬するための道路網、電力設備の相互連結など)とが対立し、結果として生んだのは先住民側の抵抗姿勢のみであった。サン・アンドレス合意の遵守とPPP反対が南部先住民の世論であると認識している、と同代表は語った。そのうえで、次のように付言してもいた。

但し、例外もある。テワンテベック地峡部で、北部工業都市モンテレイの投資家と11の地元先住民集団が共同経営にあたり、風力発電事業を展開し、両者間で均衡ある利益を生んでいる。このように、民間活力と先住民組織との間に公正なパートナーシップが結ばれることによって、先住民は貧困を緩和できるばかりか、その豊かな文化と資源に裏打ちされ、潜在的可能性を引き出すことができよう、と指摘した。

これらの発言からは、同代表が「先住民の捉える発展の概念」に一定の理解を有し、また先住民族の主体性を尊重し、「民間活力と先住民組織との間に公正なパートナーシップ」の結ば

れるような事業こそを求めていることがたしかにうかがわれる。だが、他方で、「先住民の捉える発展の概念」と「具体的な開発の必要性」とを単純に対置、対立させ、先住民族の参加を重視して意見聴取さえ進めれば、うへの対立は解消され、先住民の生活向上を実現しうるはずと考えるのはいささか楽観すぎるかにも見える。そうした同代表の姿勢に、「先住民の捉える発展の概念」が何を含意しているのか、そこに展望される「発展」とネオリベラルな経済政策とがどのような緊張関係を孕んでいるのか、換言すればネオリベラルな経済政策は何を含意しているのかについての徹底した検討の欠如が顔を覗かせていると感じるのは、穿った見方であろうか。筆者には、そうした検討を施せば、なぜ件の風力発電事業が「例外」に留まらざるを得ないのかについての理解も明確になってくるように思えてならない。

### (3) 先住民政策におけるジェンダー問題への取り組み

パロマ・ボンフィル先住民能力開発部長によれば、先住民女性へのジェンダー意識の涵養と政治参加への支援については、同部長が主軸となるチームが要となっており、2004年4月にはペルーにおける、そして5月にはニューヨークにおける先住民女性国際会議にメキシコからも多数の出席者を送り出したように、積極的な取り組みが展開されているとのことであった。

すなわち、家族、共同体、先住民文化、国際社会といった異なる次元での政治的テーマを広く視野に入れ、「リーダーシップ形成のための促進員養成講座 Formación de Promotoras de Liderazgo」が開設されている。そして同講座では、ナワとワステカの女性を対象に、各民族に5人の促進員が養成され、人権・先住民権・女性の権利について学ぶ機会が設けられている。2004年にはこうした試みがオトミー女性にも広げられた。

また、これに関連して、上記の3つの権利に

ついて学ぶセミナーがさかんに開催されており、300以上のワークショップと夫や村の役人も含めて1000名を超える参加者を生んでいる。ほかに、チアパス・オアハカ・ゲレロ・チワワ各州で、「先住民女性のための保健の家」を機能させ、連邦区・メヒコ・モレロス・ゲレロ・プエブラ各州で、「女性のための地方基金」を運営しているとのことである。

さらに、エルビア・マルティネス先住民能力開発部研究員からは、先住民女性の経済活動を支援する基金として、「零細商売向け信用貸し Crédito micro-changarro」、や「手工芸品振興基金 Fondo Nacional de Artesanía : FONART」といった連邦政府の制度が存在し、ミステカ・マサワ・フチテカ・アムスガなどの女性が多くこれらを活用していることについて説明を受けた。また、「先住民女性のための生産組織プログラム Programa de Organización Productiva para Mujeres Indígenas: POPMI」がこの部局によって運営されており、援助額は多くはないが、希望者はコースを受講できるということであった。

マルティネス研究員により紹介された、国際会議におけるメキシコ先住民族女性の活躍にもめざましいものがある。まず、2004年4月リマで開催された第四回アメリカ大陸先住民女性会議には、90近い組織（延べ300人）が出席し、グローバリゼーション・精神世界（世界観）・ジェンダーと貧困・生殖と健康・先住民女児・教育・エンパワーメント・先住民運動とその挑戦という8領域を主たる議題とした討議に参加したそうである。のみならず、5月、ニューヨークで開催された「先住民の課題のための常設フォーラム Foro Permanente para las cuestiones indígenas」の今年のテーマは先住民女性であり、国内で準備を重ねたうえで、ボンフィルらが育成してきた人材が4つの部会を率いたとのことであった。くわえて、米国への移民の長い歴史を有するオアハカ州の先住民は組織化が進んでおり、国境を超えて米墨両国の

コミュニティ間で緊密な連携を取っているのがあるが、そこでの女性の活躍も見逃せない。例えば、「オアハカ先住民二国間戦線 Frente Indígena Oaxaqueña Binacional : FIOB」では女性代表が活躍している。

#### (4) 地方分権化政策とCDI

他方、メキシコでは地方分権化政策がそれなりに真摯に追求されていることもたしかであり、叙上のインタビュー結果と考察を補完するためにも、遂行されつつある地方分権化政策とそこでの力点について、最後に若干の考察を施しておこう。

今日、「真正の連邦主義」(Auténtico Federalismo)と銘打たれて推進されている地方分権化政策は、1990年代半ばに本格化した。かつ、地方政府の行政力の強化という政策的意図が財政的裏づけを伴っている。すなわち、連邦政府から地方政府への財源移転には、分配金(participaciones)と補助金(aportaciones)とがある。前者には連邦政府が規定した目的に沿って使用されねばならないという限定があるが、地方政府にとっての自由度も残されている。後者は、貧困克服プログラムなどの連邦政府が規定したプログラムを地方政府が実施するための財源である。補助金として、1995年に郡(村)社会開発基金(Fondo de Desarrollo Social Municipal)が設立され、これを通じて、社会開発の実施を州、郡(村)に委譲する分権化政策が始まっている。また、貧困克服プログラムをその実施主体別にみると、1998年以来、郡(村)政府のシェアが4分の1を超えている(連邦政府が6割強、州政府が1割弱)(米村2004:29-30)。

それと同時に、近年メキシコ政府は、貧困克服のためにGDPの1%を超える予算をあてている。その戦略 Contigo は、「能力開発」「所得機会の創出」「財産形成」「社会保障の提供」という4つの柱に分類され、そのうち最大の予算が割かれているのが「能力開発」である(2003

年には貧困克服のための全支出の約半分を占めている)。さらにその諸プログラムのなかで中心をなすのが「人間開発プログラム Oportunidades」である。これは、「教育、衛生、食糧プログラム」(Programa de Educación, Salud y Alimentación : PROGRESA)を前身としており、農村地域の貧困家族を対象に、現金・物・サービスの供与よりなる。この補助 Oportunidadesには、2000年より都市地域の貧困家族も含まれるようになり、2002年には424万世帯にも達している(米村2004:22-25)。

このように、連邦政府は地方分権化政策による財源増を好条件として、教育分野における人的投資に重点を置き、先住民居住地帯の貧困克服に力を入れようとしているわけであるが、教育の普及と貧困克服の間をつなげるためのさまざまな経路を探索するという作業が、実践と研究の両面での課題である(米村2004:33)。と同時にそれは、CDIが先住民の人間開発のために有効に機能するためになお残されている課題であるというのが、今回の調査全体からみた偽らざる実情であろう。

## VIII 総括

INIも、その政策的始源を主導したリーダーたちに明確であったように、理念としては先住民の主体性を尊重していたにはちがいない。しかし、先住民をいわば自明視された「近代国家」へと統合することを目標とするかぎり、多様な文化を活かしながら先住民の生活水準の向上を果たすことはできなかった。むしろ、メキシコという国のアイデンティティを形成する過程での先住民の歴史的役割を認めつつ、彼らのいわゆる近代化を通じた国民的統合が促されることで、彼らを近代的生活者に画一的に染め抜きながらの発展が追求されることになったのではなかろうか。

それが現代におけるグローバリゼーションの深まりに曝されて、一方で格差問題の未解決・

深刻化に、他方で民族意識のいっそうの覚醒や多文化共生としての人権意識の高まりに直面して、もはや破綻を覆い隠せなくなった。INIには国家としての発展モデルの内部にどのように先住民族を位置づけるのか、先住民族とともに非先住民族の世論も巻き込みつつ議論を深め、国家政策に反映させることができなかった。

その一方で、V節・VI節でみたように、先住民族自身の側からも、開発をめぐるディスコースの上でも、「主体性」が鍵として重要視されるに至り、従来のインディヘニスモ政策に対する批判が高まった。

CDIは、まさにこうしたインディヘニスモ政策の破綻の認識に立脚して構想されたものであり、たしかに先住民の主体性をより尊重しようという姿勢は見て取れる。しかしながら、前節においてみたように、CDIの中核部には、「先住民の捉える発展の概念」とネオリベラルな経済政策の含意とのあいだの緊張関係を突き詰めて検討し思索する人物も組織全体の気構えのようなものも未だ存在しないように感じられた。ネオリベラルな経済政策に対する曖昧で両義的なスタンスもまた、CDIが真に先住民族との間の多文化共生を実現しうるかを疑わしめる。

中央と地方双方のCDI役職者に対するインタビューから判断すると、指導・調整・実務の機能上は地方のCDI支部長に一定程度の采配を持たせているものの、企画・諮問、調整・連絡、管理・財務、特別企画、法務など中央に位置する各部門が依然として中核部を形成していることも明らかである<sup>27)</sup>。

それに比べてジェンダーの視点に関しては、先住民能力開発部の現部長パロマ・ボンフィル以下、部員全体がフェミニズム理論に明るい専門家陣であり、萌芽し根を張ろうとしている先住民フェミニズムへの支援、それとの交流にきわめて熱意溢れる印象を抱いた。V節で例示したように、先住民族問題の中でジェンダー視点

は、真の内からの変革にとって根本的に重要な意味を占めていることから、今後のさらなる支援と展開を期待したい。

最後に、2005年9月にCDIを訪問した際に入手した先住民諮問会議の報告書（CDI 2004）を分析した上での、筆者なりの評価を述べておきたい。先住民族の農民たちは、経済のグローバル化によって、これまで生存を支えてきた作物の生産から、より市場性の高い換金作物への転換などを余儀なくされている。他方では道路通信網が十分に整備されておらず、経済効率を優先させる市場に十分適応することができないという現実がある。こうした実態はCDI研究員によっても認識されており、1980年代以降、人間開発、社会開発、参加型開発などの新たな開発政策はすでに提案されてきた。加えて、環境に配慮した持続可能な農業の実践とそれに基づくフェアトレード、女性のエンパワメント・プログラム、先住民文化の復興運動などが浮上してきている。しかし、そのどれもが単独で行われた場合にはプログラムとしての脆弱性をもつことが指摘されている。開発問題にとって取り組むべき課題は刻々と変化するため、柔軟な政策および個々のプログラムの複合化・連携化が必要とされる。諮問会議で問われ、議論されている内容は、こうした新しい重要な概念をすべて含んでいる点で評価できる。

さらに期待されることは、先住民族に固有の「多様性のなかのまとまり」、「たくさんの世界が住むことのできる一つの世界」という潜在的な可能性と豊かさを活かし、持続可能な発展に結びつけるために、「シヴィル・ソサエティ」の育成と強化を軸に、国家と市場との関係を制御する新たな開発のありかたについての議論を深めることであろう。サパティスタ運動が発信した問題提起を、メキシコ政府のみならず、われわれも皆、受け止めて向き合うことが求められているのではなかろうか。さらには、開発調査経験の豊富な研究者デイヴィスが指摘するように、小規模生産・小規模企業育成や社会資本

27) 本稿末の組織図を参照されたい。

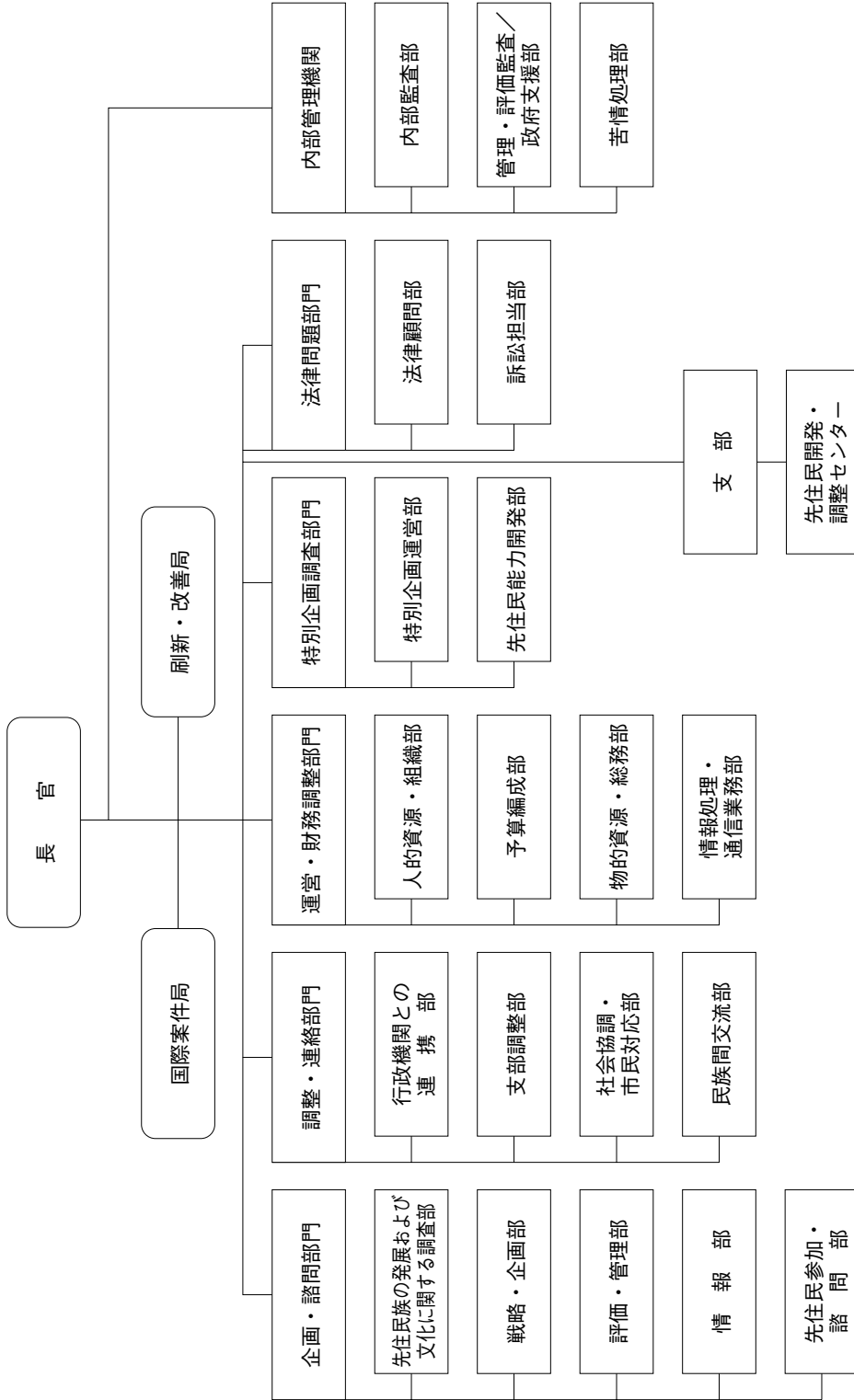
の整備, 自然資源管理といったローカル・プロジェクトの成否は, 国家レベルでの先住民族の権利の認知, 言語や文化的価値, 土地への集会的権利の尊重といった制度的枠組みの整備と政策的支援に依存していることをつねに念頭に置き, CDIのような機関こそが各関係省庁へその説得のための働きかけを続けることが必要であるといえよう。

#### 参考文献

- 新木秀和. 2004. 「先住民の抵抗, 先住民運動の展開」(松下洋・乗浩子編『全面改訂版 ラテンアメリカ政治と社会』, 新評論)。
- 太田昌国. 2006. 「遠くから, サパティスタが問いかける普遍的な課題—蜂起12年目に当たって—」(日本ラテンアメリカ協力ネットワーク『そんりさ』Vol.99)
- 小倉英敬. 1999. 「現代メキシコにおける市民運動」(日本ラテンアメリカ学会編『ラテンアメリカ研究年報』第19号)
- 落合一泰. 1997. 「〈征服〉から〈インターネット戦争〉へ」(岩波講座・文化人類学第6巻『紛争と運動』岩波書店)。
- 環境と開発に関する世界委員会. 1987. 『地球の未来を守るために』環境庁訳, *Our Common Future*.
- 国本伊代. 2002. 『メキシコの歴史』, 新評論。
- ファールブル, アンリ. 2002. 『インディヘニスモ—ラテンアメリカ先住民擁護運動の歴史—』, 白水社。
- 狐崎知己. 2005. 「先住民族の『能力』とグローバリゼーション—開発研究からのアプローチ」(藤岡美恵子・中野憲志編『グローバル化に抵抗するラテンアメリカの先住民族』)
- 小林致広(中南米におけるエスニシティ研究班). 1998. 「サンアンドレス合意と先住民族自治—メヒコにおけるサパティスタ蜂起と先住民の権利—」(神戸市外国語大学外国学研究所『外国学研究』XL)
- 鈴木紀. 2001. 「開発問題の考え方」; 「開発研究の見取り図」(菊池京子編『開発学を学ぶ人のために』)
- セン, アマルティア. 2002. 『自由と経済開発』, 日本経済新聞社。
- 染田秀藤・篠原愛人監修, 大阪外国語大学ラテンアメリカ史研究会訳. 2005. 『ラテンアメリカの歴史—史料から読み解く植民地時代—』, 世界思想社。
- 米村明夫. 2004. 「メキシコにおける貧困克服のための社会・教育政策」(アジア経済研究所編『ラテンアメリカ・レポート』Vol. 21, No. 2), 22-34ページ。
- Casar, María Amparo. 2006. “Nuevo mapa del poder político”, *nexus*, Núm. 344.
- CDI (Comisión Nacional para el Desarrollo de los Pueblos Indígenas). 2004. *Consulta a los pueblos indígenas sobre sus formas y aspiraciones de desarrollo: Informe final*.
- Davis, Shelton H. 2002. “Indigenous Peoples, Poverty and Participatory Development: The Experience of the World Bank in Latin America” in Sieder, Rachel, ed. *Multiculturalism in Latin America: Indigenous Rights, Diversity and Democracy*. London: Palgrave.
- Hernández Castillo, R. Aída. 2003. “Voces disidentes: nuevas identidades y nuevas luchas entre las mujeres indígenas de México”, *Revista del Occidente*, Núm. 269.
- Poniatowska, Elena. 1988. *Nada, nadie: Las voces del temblor*. Ediciones Era.
- Villoro, Luis. 1984. *Los grandes momentos del indigenismo en México*. Ediciones de la casa chata (primera edición: 1950).
- México Indígena, Nueva Epoca*, núm. 1, agosto de 2002: Pueblos indígenas, políticas públicas y reforma institucional, INI.
- Ibid.*, vol. 1, núm. 2, noviembre de 2002: La reconstitución de los pueblos indígenas.
- Ibid.*, vol. 1, núm. 3, diciembre de 2002: Autoridades indígenas.
- Ibid.*, vol. 2, núm. 4, mayo de 2003: 54 años de trabajo con los pueblos indígenas.
- Ibid.*, vol. 2, núm. 6, diciembre de 2003: Migración indígena, CDI.

本稿は平成15年度～平成17年度科学研究費補助金研究『多文化共生社会の構築可能性に関する史的検証と展望—メキシコ先住民の事例を中心に』(研究代表者 北條ゆかり)の調査に負うところが多く, 小泉潤二・池田光穂・鈴木紀編著『中米地域先住民族への協力のあり方』独立行政法人国際協力機構構成員研究員報告書(平成18年1月)において研究協力者として執筆担当を行った節「4. 中米先住民族に関する開発の歴史と現状: 4-1メキシコ」を全面改稿および加筆したものである。

先住民民族発展のための全国振興機構 (CDI)



出典：CDI本部より入手した資料より筆者が作成した。